

医本第 249 号
障 第 981 号
令和 3 年 10 月 19 日

障害者支援施設等の管理者様

新潟県医療調整本部長
新潟県福祉保健部障害福祉課長

障害者支援施設等における対面による面会の制限について（通知）

障害者支援施設等における対面による面会については、「障害者支援施設等における対面による面会の制限について」（令和 2 年 12 月 14 日付け医本第 87 号、障第 1301 号）により、やむを得ない場合を除き、基礎疾患のある又は高齢（65 歳以上）の入所者のご家族等の対面による面会は極力制限して下さるようお願いしていたところですが、今般、県内において発令していた新型コロナウイルス感染症にかかる『警報』を解除したことに伴い、今後は別紙のとおり取り扱うこととします。

なお、対面による面会を実施する際には、引き続きマスクの着用・手指の消毒などの感染防止対策を徹底した上で行っていただくようお願いします。

また、施設内での感染リスク低減の観点から入所者及び面会者双方のワクチン接種が完了していることが望ましいことから、関係者に対する積極的なワクチン接種の呼びかけの徹底をお願いします。

担当：新潟県障害福祉課 自立支援係
TEL:025-280-5918
Mail:ngt040260@pref.niigata.lg.jp